# 103-146

## 問題文

向精神薬に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 向精神薬は、第一種及び第二種向精神薬の2種類に分類される。
- 2. 向精神薬取扱者が、向精神薬を廃棄する場合には、届出は不要である。
- 3. 向精神薬卸売業者は、免許を受けた業務所が所在する都道府県外の向精神薬小売業者に向精神薬を譲り渡すことができない。
- 4. 向精神薬を調剤する際には、都道府県知事の免許を受けた医師の処方箋であることの確認が必要である。
- 5. 薬局開設者は、辞退を申し出ない限り、向精神薬卸売販売業及び向精神薬小売業の免許を受けた者とみなされる。

## 解答

2. 5

## 解説

選択肢 1 ですが

向精神薬は、 医療上の有益性・濫用の危険をふまえ 第 1 種向精神薬から 第 3 種向精神 薬に分類されています。 よって、選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 は、正しい記述です。

ちなみに、 向精神薬の廃棄における注意点としては、 回収困難な方法で行う必要があります。

## 選択肢3ですが

卸売業者としてスズケンさんなどを 想像するとイメージしやすいと思います。 向精神薬小売業者とは 薬局と考えればよいです。 すると県をまたぐチェーン薬局に対し 同じ卸さんが薬を届けていることが 思い浮かぶのではないでしょうか。 よって、選択肢 3 は誤りです。

## 選択肢 4 ですが

記述は麻薬処方せんについてと 考えられます。 向精神薬の調剤については 県知事の免 許は不要です。 よって、選択肢 4 は誤りです。

選択肢 5 は、正しい記述です。

以上より、正解は 2,5 です。

参考